

第4章 人権尊重施策の総合的な推進

I 人権教育・啓発の推進

人権尊重施策の主要な柱は人権教育・啓発の取組です。以下の事項に留意して、あらゆる場における教育・啓発に取り組みます。

- ① 学習だけでなく広報や普及の取組を重視する。
- ② 世界人権宣言など国際人権基準を普及する。
- ③ 知識の普及だけでなく、手法の開発や態度の形成に取り組む。
- ④ 部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法に基づき、具体的な差別の解消に向けた、教育や啓発に取り組む。

1 あらゆる場における教育・啓発の推進

(1) 家庭や地域社会における教育・啓発の推進

【家庭における現状と課題】

- 家庭教育は個人の人権を尊重し命の尊さを認識して、基本的な社会性を身につけるなど、子どもの人格形成に大きな役割を果たしています。しかし、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、児童や高齢者に対する虐待や配偶者などへのDVなど人権侵害の問題も生じています。

（推進方針）

- ① 家庭で大人が子どもの模範となれるよう、大人に対する教育・啓発の機会を多く設け、家庭内に人権尊重の精神や共生社会の理念の普及・啓発に努めます。
- ② 大人が自信を持って家庭教育に取り組めるよう、各種相談機関の機能の充実や指導者の学習機会の拡充、研修資料の充実、県民活動の充実に努めます。
- ③ 児童虐待等に対する相談活動を充実し防止のための啓発に努めます。

【地域社会における現状と課題】

- 地域社会における人権教育は、人権問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力を持った住民を育成することを目的としています。そのため幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、地域の実態に応じて学習機会の拡充や教育・啓発内容の充実に努めています。
- 市町村では、公民館・隣保館などの社会教育施設を中心に講演会・懇談会の実施や啓発資料の配付など、様々な学習機会を提供していますが、効果的な学習プログラムの整備や参加者の確保、指導者の養成は十分とはいえません。

（推進方針）

- ① 地域の実態に即した具体的な課題の把握を行い、より多くの住民に対して学習機会の拡充を図ります。
- ② 県及び教育庁関係団体と連携し、人権教育における地域の担当者や指導者の研修・交流を行い、推進体制の充実に努めます。

- ③ 人権教育に関する担当者の資質向上、指導者の養成に関する研修の充実を図ります。特に、県内における人権教育の指導者である大分県人権教育・啓発推進協議会講師、大分県人権問題講師団を養成します。
- ④ 市町村に対して、研修や講師等の情報提供を行い、学習活動の活性化を支援します。また、市町村が実施する各種講座や学習会等において、効果的な人権学習が盛り込まれるよう、人材の育成や学習プログラムの作成を支援します。
- ⑤ ^{*1}人権教育総合推進地域事業等の成果を生かし、家庭・学校・地域社会が連携する住民総参加の「人権尊重の地域づくり」に取り組みます。
- ⑥ 県が実施する様々なイベント・行事や県民広報誌などを活用し、人権啓発活動を実施します。

(2) 学校や認定こども園、幼稚園・保育所における教育・啓発の推進

【学校（小中高）における現状と課題】

- 学校（小中高）における人権教育は、豊かな人間性を身に付け、人権尊重社会の確立を図る意欲と実践力を持った児童生徒を育成することを目的としています。
- しかし、人権教育として取り組むべき課題が多種多様であるため、実態や課題に即したものになり得ていない場合や、計画的・系統的に学習されず不十分な理解にとどまっていたり、人権問題を学習者自身が自らの課題と捉えきれず、単なる知識の習得に終わってしまったりしている現状もみられます。
- また、児童生徒をめぐる問題として、いじめ・体罰・性的いやがらせなどが生じています。今後も、児童生徒一人ひとりの人権に十分配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動の展開が求められています。
- 公立学校においては、すべての学校で人権教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して人権についての正しい理解や人権問題を鋭く捉える感性、課題解決に向けた技能・態度の育成に取り組んでいます。
- また、^{*2}スクール・セクシュアルハラスメントの相談窓口をはじめ各種の相談窓口を設置して相談機能の充実、問題の発生防止と解決に努めています。

（推進方針）

- ① 学校が児童生徒にとって安心・安全に過ごせる場所となるよう、日常の学校生活も含めて人権が尊重される環境づくりに努めます。
- ② すべての学校で、校務分掌に「人権教育主任」を位置づけ、全教職員で取り組む推進体制を整えます。また、人権教育推進委員会等校内推進体制の機能を充実・強化します。
- ③ 各学校において、地域の人権課題を的確に把握し、教職員が共通理解を図ります。また、学校の教育目標を踏まえた人権教育の目標を定めて全体構想を作成し、

^{*1}人権教育総合推進地域事業＝社会教育で人権教育を進める事業。人権教育指導者研修事業（県実施分）と人権教育推進市町村事業（市町村実施分）から構成される。人材養成やイベント開催などの事業を実施する。

^{*2}スクール・セクシュアルハラスメント＝学校で教職員が児童生徒等に性的な言動を行うこと。大人と子ども、指導・被指導の関係の下で起こるため、児童生徒が拒否することが困難であり逃れ難い状況で発生する特性がある。

カリキュラムに位置づけます。

- ④ すべての児童生徒が、人権を尊重する考えに立って主体的に生活できる望ましい人生観や職業観を持てるよう、校種間の連携を図り、教育内容や方法を工夫したうえで、人権尊重のための実践力、行動力を身につけ、あわせて学力の向上を図ります。また、進学・就職においては、関係機関・団体と連携を図りながら、奨学金等の就学制度を積極的に活用するなど実効ある進路指導を行います。
 - ⑤ 学校内の人権教育の取組について家庭・地域社会に対して積極的に情報提供し、「開かれた学校」づくりを進めます。特に保護者・地域の理解を得るため、授業参観・懇談会・講演会の開催や広報紙の発行など、保護者の関心や生活スタイル、地域の実態に配慮した取組を工夫します。
- 私立学校においては、（一財）大分県私学協会が策定した「大分県私立学校人権教育基本指針」等に基づいて、人権教育推進委員会等の設置や人権教育担当者の配置など学校内の推進体制を構築し、生徒への人権教育や教職員への研修に取り組んでいます。

（推進方針）

- ① 学校において人権教育を進める体制を確立します。
- ② 生徒に対する人権教育や教職員の研修を充実します。
- ③ 入学願書等の書式改善など人権問題の取組を進めます。
- ④ 学校が行う人権教育や研修等の取組を充実・強化するため支援します。

[大学等における現状と課題]

（県立大学）

- 県立大学における人権教育は、個別のカリキュラムにおいて人間の尊厳や基本的人権、人権問題などについて講義が行われています。また、学内で発生する人権問題の解決に具体的に取り組むため、相談窓口を設け解決にあたっています。

（推進方針）

学生が各自の専門分野に対応した人権問題に取り組める教育環境の整備に努めます。

（国立大学・私立大学等）

- 国立大学等における人権教育については、法学一般や憲法などの法学の授業に関連して実施されています。また、教養教育に関する科目等として人権教育に関する科目が開設されている大学等もあります。

（推進方針）

大学等の自主的判断により、法学教育などの様々な分野において人権教育に関する取組や提出書類の改善など、一層の配慮がなされるよう大学等と連携します。

【認定こども園、幼稚園、保育所における現状と課題】

- 乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、子どもの生活全体が豊かなものとなるように努めなければなりません。
そのため、子どもの最善の利益を考慮しつつ、保護者と共に子どもを心身ともに健やかに育成する教育及び保育を行う必要があります。

（推進方針）

- ① 人との関わりの中で人に対する愛情や信頼感、人を大切に思う心を育て、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養います。
- ② 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行います。
- ③ 子どもの発達について理解し、子どもの個人差に十分配慮するとともに、一人ひとりの発達過程に応じて保育します。
- ④ 子ども相互の関係づくりや尊重する心を大切にします。
- ⑤ 入所する子ども等の個人情報適切に取り扱います。

（3）企業・団体における教育・啓発の推進

【企業における現状と課題】

- 企業は、地域社会における社会的責任という面から、公正な採用や公正な配置・昇任、職場環境の整備などを通じて企業内における人権の尊重を確保することが望まれています。そのためには、企業の個々の実情に応じて、人権教育・啓発の自主的、計画的、継続的な取組を推進する実施主体としての役割を担うことが求められています。公正採用については、国の労働局が県下の事業所に^{*1}「公正採用選考人権啓発推進員」を選任して、差別のない採用・選考を行うよう研修を実施しています。
- また、県内の企業では、「人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ることが社会における企業の果たす役割の一つである」という認識に立って、企業の立場から部落差別問題をはじめ広く人権問題の解決をめざして自主的に諸活動を行う」ことを目的として、1998年（平成10年）に県内主要企業で組織する「大分人権啓発商工連絡会」を設立（2016年（平成28年）に「大分人権啓発企業連絡会」に改称）し、研修会の実施、関係機関・関係団体との情報交換等の活動を行っています。
- しかし、今回調査では、人権問題の講演会・研修会・学習会への参加経験については民間企業勤務者の半数以上が「一度もない」と回答しており、個々の企業までの情報提供が十分ではない実態がうかがえます。

^{*1}「公正採用選考人権啓発推進員」＝ハローワークが選定した従業員30人以上の事業所で選任される。それぞれの事業所で公正な採用・選考システムの確立を図ることを主な役割としている。

(推進方針)

- ① 大分人権啓発企業連絡会の活動内容を支援するなど、企業に対する啓発・指導に取り組みます。
- ② 企業内の階層別研修用に人権プログラムを設定するよう要請します。
- ③ 人権問題の講演会等への参加を促すため、企業に対する広報や情報提供を充実・強化します。
- ④ 人権教育及び人権啓発に取り組む事業者に対してその活動を支援します。

[団体における現状と課題]

- 1982年(昭和57年)に部落差別問題の早期解決を図ることを目的として、国・県・市町村の行政・教育機関で構成された「大分県同和问题啓発推進協議会」は、1994年度(平成6年度)に農林水産関係団体・経済団体・マスコミ等を加え、2002年(平成14年)には「大分県人権教育・啓発推進協議会」に組織変更しました。この協議会は企業・団体と行政・教育機関が連携して、人権教育・啓発に係る事業や研究、情報交換を行い、会員団体の研修支援に取り組んでいます。
- また、この協議会では人権教育・啓発の基本方針となる「今後の人権教育・啓発活動のあり方」を定めています。全ての企業・団体で人権の取組が主体的に実施されるようになることが課題です。

(推進方針)

- ① 団体のトップや幹部職員に対する研修を充実します。
- ② 団体役職員に対する研修プログラムの開発を支援します。
- ③ 会員団体に対する広報や情報提供を充実・強化します。
- ④ 「今後の人権教育・啓発活動のあり方」の具体的推進を図ります。

(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進

[県職員、市町村職員、教職員における現状と課題]

- 県職員については、(公財)大分県自治人材育成センターが実施する階層別研修に、人権に関する科目を設け、各層の職員に対して人権研修を実施しています。また、2002年度(平成14年度)に各所属に職場研修推進者(統括推進員、副統括推進員)を配置して体制を強化し、各所属単位でも人権に関する研修を実施しています。今後も、部落差別問題をはじめとした様々な人権問題に対して職員一人ひとりが高い意識を持ち人権施策を推進できるよう、より効果的な研修を行う工夫をしていく必要があります。
- 市町村職員については、各市町村で職員研修体制を整備し、人権研修に取り組んでいるほか、(公財)大分県自治人材育成センターの基本研修で人権カリキュラムを設定しています。
- 教職員に対する教育・研修については、公立学校では、県教育センターで教職員の人権教育に関する基本的な理解と認識を深めて実践者としての資質を高めるため、教職員のニーズや職能・経験年数に応じた研修を計画的に実施しています。

また、各学校では、人権に配慮した職務遂行を図る中で、校内研修の充実や児童生徒の個人情報の取扱い等人権上の配慮に努めています。さらに、県教育委員会と（公社）大分県人権教育研究協議会が協力した研修会や県内外で開催される研修会に参加し、研修の成果を人権教育の実践に活用しています。

- 私立学校では、外部講師を招聘する講演会や校内研修会などを開催する一方、県内外で開催される各種団体主催の研修会に参加して、あらゆる人権侵害や差別の解消を図る意欲と実践力を持った人材育成に努めています。特に県と（一財）大分県私学協会が連携しながら新任教職員や指導者に対する研修会を開催し、部落差別解消をはじめとする様々な人権問題に取り組む教職員を育成しています。
- 県立大学では、情報技術の高度化や国際化の進展に伴って人権侵害が発生するなど人権問題も大きく変化している中で、教職員に対して人権意識の高揚を図り効果的な人権教育を行う知識や技能の向上を図るため、人権教育・研修の一層の充実に努めます。

（推進方針）

- ① 県職員については、階層別研修での人権研修を計画的に実施し、同時に各所属の職場研修推進者に対する職場研修支援講座を実施するなど、各所属単位で幅広く人権に関する研修が実施されるよう取組を進めます。
- ② 市町村職員については、各市町村及び（公財）大分県自治人材育成センターと連携し、市町村職員研修が充実するよう支援します。
- ③ 教職員一人ひとりが鋭い人権感覚を養い、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、人権問題に対する理解と認識を深めながら、幼児児童生徒の感性に迫る指導ができるよう研修の充実に努めます。
- ④ 私立学校では、（一財）大分県私学協会などの関係機関・団体と連携しながら教職員の研修の充実に努めます。
- ⑤ 県立大学において、人権教育・研修の一層の充実に努めます。

〔警察職員、消防職員における現状〕

- 警察は、国民の権利・自由を擁護する立場にあり、人権に対する正しい理解をもって、人権を尊重した警察活動を推進しなければなりません。そのために警察職員に対しては、あらゆる機会を捉えて人権に対する教育を行っています。
- 消防学校の「初任科教育」「幹部教育」等で人権問題の講義を設定しています。所属市町村では、市町村計画に基づいて職員研修に取り組んでいます。

（推進方針）

- ① 警察職員については、警察学校における採用時の「初任科教養」では、基本的な人権についての教育を実施します。
- ② 警察職員については、所属においては、適切な市民応接を推進するための研修会の開催等各種の教育を行うとともに、教養資料を作成して人権に関する意識の啓発に努めるなど、「人権を尊重する」という教育を徹底します。
- ③ 警察職員については、各種教育の機会を捉えて様々な人権課題について理解を

深めます。

- ④ 消防職員については、「初任科教育」の講義を工夫し介護研修等現場対応に役立つ研修を実施します。また、所属市町村職員研修が充実するよう支援します。

[医療、福祉関係者、マスメディアにおける現状]

- 高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても人権教育・研修への積極的な取組を要請しています。
- 障がい者や高齢者、子どもと直接接する機会の多いケースワーカーや民生委員・児童委員、保健師、家庭相談員、母子相談員、保育士、ケアマネージャー、社会福祉施設の介護担当職員等に対して、人権意識の普及・高揚が図られるよう人権教育を実施しています。
- また、^{*1}「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」などを活用して、行政職員を対象とした県・市町村の障害福祉担当職員研修や社会福祉施設等の新任職員研修等で、人権に対する正しい理解と認識の向上が図れる研修を行っています。これ以外の福祉・保健関係者に対しても系統的な研修が取り組まれるよう支援します。
- マスメディア関係者に対しては、県政記者クラブ加盟の報道各社に対して様々な機会を活用して人権に関する情報を積極的に提供しています。

(推進方針)

- ① 医療関係者においては、人権教育・研修の充実を図られるよう、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても人権教育・研修への積極的な取組を要請していきます。
- ② 福祉関係者に対しては、「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」などを活用して、障害福祉担当職員研修や社会福祉施設等の新任職員研修等で、人権に対する正しい理解と認識の向上が図れる研修を行います。
- ③ マスメディアに対しては、様々な機会を捉えて情報を提供します。

2 推進環境の整備

(1) 人材の養成と活用

[教育の分野における現状と課題]

- 学校教育では、県教育センター等において、管理職や人権教育担当者を中心に人権教育を主体的に推進する人材を計画的・継続的に養成しています。
- 社会教育では、社会教育指導者や市町村の人権教育推進担当者を対象に研修会を実施し、指導者の養成と資質の向上を図っています。
- また、県内各地で人権教育を推進する講師として、大分県人権問題講師団を育

^{*1}「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」 = (行政・施設・団体の) 社会福祉従事職員の資質向上を図り、県民に質の高いきめ細かな福祉サービスを提供するため、体系化された研修実施計画に基づく研修を行う。

成・登録し、各市町村に派遣しています。市町村の人権教育担当者の専任配置や大分県人権問題講師団の積極的な活用など、推進体制の整備と活性化が必要です。

(推進方針)

- ① 人権教育に関する指導者の育成や人材の多方面からの活用など、指導体制の充実に努めます。
- ② 市町村の人権教育担当者等に対する研修の充実を図るとともに、大分県人権問題講師団のスキルアップを図り活用を促進します。

[啓発・研修の分野における現状と課題]

- 県民啓発では、人権問題研修講師の資質の向上を図るため、重要課題に関する知識の深化や講師としての技能向上の手法の修得を目的とした研修やフォローアップ研修を実施しています。
- 企業・団体に対しては、人権啓発・研修に取り組むリーダーを養成しています。
- 市町村に対しては、人権啓発担当者に職務に必要な知識や技能を提供する研修を実施しています。
- 県職員に対しては、全所属で独自に人権研修に取り組めるよう所属推進者に対する研修を実施しています。
- 新たな人権課題への素早い対応や、より興味を引く効果的な啓発・研修の提供が課題です。

(推進方針)

- ① 人権問題研修講師については、資質の向上のための研修を充実し、スキルアップを図り、活用を促進します。
- ② 企業・団体については、それぞれの企業・団体に主体的に研修が行われるよう啓発リーダーの養成に努めます。
- ③ 市町村の人権啓発担当者に対しては、様々な人権課題を整理した知識や新しい研修・啓発手法を普及する研修を実施します。
- ④ 県職員については、職場研修プログラムを開発し所属推進者に対して普及するなどきめ細かい取組を行います。
- ⑤ 新たな人権課題の知識や効果的な啓発手法を積極的に取り入れます。

(2) 教材の整備と活用

(現状と課題)

- 人権問題全般や重要課題の分野ごとの図書や冊子等印刷物、ビデオ・DVD等の視聴覚教材を整備しています。
- 学校では、児童生徒の発達段階や学習者のニーズに応じた指導資料（課題別実践モデル）やパンフレット（「第三次とりまとめ」簡易版）の配布、視聴覚教材を作成・整備しています。

(推進方針)

- ① 重要課題のほか、新たな人権の課題に関する教材を整備します。

- ② 幼児児童生徒の関心や地域学習者のニーズに基づき指導資料や教材を整備します。
- ③ 学習や研修の手法を普及する教材を整備します。

(3) プログラムの開発

【教育の分野における現状と課題】

- 学校においては、児童生徒の発達段階に応じて校種別に目標を設定し、教育課程に位置づけています。
- 教職員に対しては、人権教育に関する基本的な理解と認識を深め、実践者としての資質を高めるために、職務・職階・経験年数に応じた研修を実施しています。
- 社会教育においては、社会教育指導者や市町村の人権教育担当者を対象に学習プログラム作成を支援するための研修会を実施しました。
- 今後とも、効果的な人権教育を展開するための学習プログラムの開発が必要です。また、プログラムを活用していく中で改善に取り組む努力が必要です。

(推進方針)

- ① 学校における人権教育の内容も踏まえた効果的なプログラムの開発を進めます。
- ② 小・中・高等学校の各校種において、「主体的・対話的で深い学び」の人権学習を目指すため、「人権の『授業づくり』のすすめかた」パンフレットを活用した授業づくりに取り組みます。
- ③ 社会教育では、学習プログラム作成を支援するための研修等の実施により、その成果を県内の市町村に共有し、活用を図ります。

【啓発の分野における現状と課題】

- あらゆる場における教育・啓発を推進するため、研修のための体制づくり・進め方や研修手法等を内容とする「企業の人権研修プログラム」、県の所属長や研修担当者を対象とする「人権研修の手引」を作成しています。
- 今後とも、インターネットの普及や手軽に学習できる手法を好むといった社会情勢の変化に対応したプログラムの提供が必要です。

(推進方針)

- ① 養成された人材が、職場や地域等あらゆる場において人権研修の指導者として活動できるよう、研修プログラムを工夫します。
- ② 教育・啓発の教材が、職場・地域等あらゆる場における人権研修で有効に活用されるよう、研修プログラムの中に教材の活用手法を盛り込みます。
- ③ 既存のプログラムを、新たな人権課題の情報や手法を取り入れて活用しやすいものに改訂します。
- ④ 特定職業従事者を対象とする専門的プログラムの作成を支援します。

(4) 情報提供システムの充実

(現状と課題)

- 人権情報の提供は、テレビ・新聞等のマスコミをはじめとして、県・市町村広報によるものや資料、ポスター、JR広告、ホームページ、地域情報紙など、様々な媒体を通じて行っています。
- 県民が注目する媒体や新しい情報提供・共有ツールを活用していく必要があります。

(推進方針)

- ① 県が有する人権に関する人材や教材、学習の機会等に関する情報を体系化し、県民が簡便で迅速に利用できる「人権情報の場」として整備した人権情報プラザの利用促進に取り組みます。

「人権情報プラザ」の機能

- ・ 学習機会等の情報収集と発信
- ・ 指導者のデータ登録と講師の斡旋、紹介
- ・ 視聴覚教材の展示と貸出
- ・ 資料の収集、配布
- ・ 図書収集、閲覧、貸出
- ・ 啓発や研修に関する相談対応

- ② 県民が注目する新しい媒体や情報提供・共有ツールの活用を図ります。

(5) 国・市町村との連携

(現状と課題)

- 国との間については、大分地方法務局が主宰する^{*1}人権啓発活動ネットワーク協議会活動に取り組み、法務省の人権啓発活動地方委託事業を活用して、効果的な啓発を推進するため連携を図ってきました。
- 市町村については、県下人権・同和対策連絡協議会との連携による情報共有を図るとともに、県民講座や人権フェスティバルの共催など、啓発活動に取り組んできました。
- 今後も、さらなる情報共有などのネットワーク化を図るとともに、それぞれの組織の連携が重要です。

(推進方針)

- ① 市町村との情報共有等の連携を図り、効果的・広域的な啓発が全県で展開されるよう努めます。
- ② 市町村間の取組の格差を解消するため、市町村担当職員の研修を充実し市町村が実施する啓発事業を支援します。
- ③ 国・県・市町村のネットワークを充実・強化するため、国のネットワーク協議会活動に積極的に取り組みます。

^{*1}人権啓発活動ネットワーク協議会 = 地方法務局が管内の人権擁護委員や地方公共団体等を組織して人権啓発活動を実施する協議会。都道府県協議会と地域協議会に区分され、本県には大分(県)協議会と大分・竹田地域協議会がある。

(6) NPOとの協働

(現状と課題)

- 近年、福祉、環境や国際協力、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。特定非営利活動には、人権の擁護や平和の推進を図る活動をはじめ、保健、医療、福祉、まちづくり、社会教育の推進、子どもの健全育成、国際協力、男女共同参画社会の形成の促進など、人権尊重施策と密接に関わるものが多くあります。
- 「差別をなくす運動月間県民講座」への参加要請、「人権啓発フェスティバル」でワークショップの場をNPOに提供するなど、人権問題に取り組むNPOとの協働を図っています。NPOとの協働は人権文化の構築には不可欠のものとなっています。

(推進方針)

- ① NPOが主催する人権関係の講演会や相談事業などの活動を支援、情報・意見交換を行います。
- ② NPOに対して啓発事業の情報を提供し、人権問題研修講師や啓発リーダーの養成講座にNPO関係者の参加を要請します。

II 相談・支援・権利擁護の推進

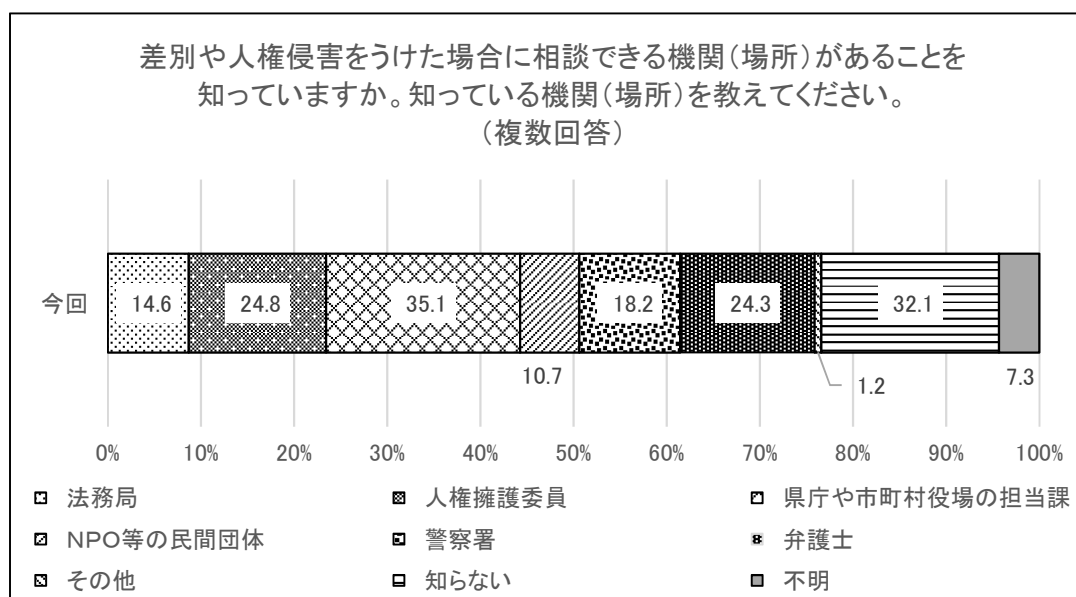
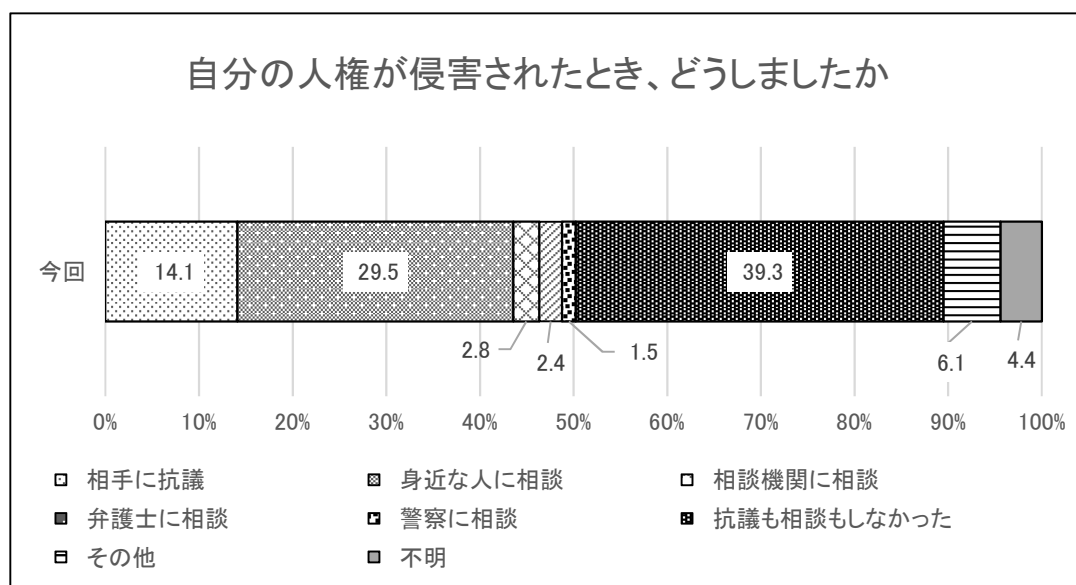
人権教育・啓発の目的は、県民全体が人権を正しく理解し人権を尊重する態度を示し・行動する人権文化を構築することです。一方、一人ひとりの県民が自己実現を追求するためには具体的な生活の中の様々な問題を解決する必要があります。また、差別的な取扱いを受けたり不合理な較差が生じたりしていれば、その解消に努める必要があります。こうした問題を解決するためには、重要課題の当事者や関係する人々をはじめ、全ての人が相談したり、支援を受けたり、自らの権利を行使できるなどの仕組みが必要です。

特に、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法に基づき、相談体制の充実に努め、支援・権利擁護の推進を図ります。

(現状と課題)

- 人権の重要課題や環境、消費者の問題については、行政・教育機関や警察で相談や支援、権利擁護の取組が行われています。また、人権侵害については、法務局や人権擁護委員が人権相談や人権侵害事件を担当し、最終的には裁判所で被害者の救済について決定されます。
- しかし、今回調査では、人権侵害を受けたときの対応について「相談機関に相談した」とする回答は2.8%、「弁護士に相談した」とする回答は2.4%、「警察に相談した」とする回答は1.5%と合計でも6.7%に過ぎません。また、人

権侵害を受けた場合に相談できる機関があることを知らない人は32.1%となっています。一方、差別されたり、人権が侵害されたりしたことがあるとする回答は27.3%となっており、人権問題に関する相談の潜在的なニーズは高いと考えられます。



- 今後も、人権意識の高揚や人権課題の多様化・複雑化が進み、自己実現の追求支援や人権侵害の救済など行政が取り組むべき課題が増えることが予想されます。これに対応するため、簡易・迅速・柔軟・総合的な取組が必要です。

(推進方針)

- ① 県民が迅速に相談できるよう人権問題に関して県が行う各種相談・支援機関の情報を一元的に提供するシステムを整備します。
- ② 県民が簡易・効果的に相談できるよう人権問題に関する総合的な相談窓口のあり方を検討します。

- ③ 人権問題に関する相談者の状況や相談の内容に応じた柔軟な手法を工夫するなど、相談機能を充実します。
- ④ 人権問題に関する相談・支援を担当する職員の資質の向上を図るため、研修手法を工夫します。
- ⑤ 高齢者・障がい者等の福祉分野や男女共同参画の分野で取り組まれている人権問題に関する苦情解決制度の充実に努め、その他の分野における苦情解決制度の整備に取り組みます。
- ⑥ 相談や支援、権利擁護について、国・市町村・NPO等との連携を図ります。
- ⑦ 県が行う工事の発注や物品の調達等に際して、障がい者を積極的に雇用する企業等の入札参加資格の優遇など、人権に配慮した企業等に対する優遇策を実施します。
- ⑧ 県内の個人・団体が人権尊重社会づくり、特に教育・啓発に関して、先進的又は特徴的な取組を行ったことに対して表彰を行うなどし、広く県民に周知します。